規　則

○人事院
九―三〇―六九　人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則　一四　二

日号外　ページ

告　示

○内閣府
一　地方分権改革推進計画の要旨を公表する件　六　二
二　保険業法第百八十五条第一項の免許に関する件　七　一
五三―地域再生計画の変更を認定した件　一九　一
○宮内庁
一　平成二十三年歌会始のお題を定められた件　一四　二
○国家公安委員会
一　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　八5　二
二　普通自転車の型式認定番号を指定した件　八5　二
三　原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件　八5　三
四　盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示　一五　二
○金融庁
一　金融商品取引法第七十九条の七第一項の認定に関する件　二二　五
二　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件　二六　三
三　預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が別に指定するものを定める件の一部を改正する件　二六　三
四　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第二十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件　二六　三
五　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件　二六　三
六　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十四条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を定める件の一部を改正する件　二六　三
七　担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件の一部を改正する件　二六　三
八　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　二六　三
九　金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示　二九　二
一〇　金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示　二九　二
一一　銀行法第四十七条第二項の規定により適用する同法第二十六条第一項の規定により銀行に業務の一部停止を命じた件　二九　三
○総務省
一　県の境界にわたる市の境界変更の件　七　一
二　町の境界変更の件　七　三
三　電気通信事業法第三十三条第一項の規定に基づく指定に関する件の一部を改正する件　八5　三
四　電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件の一部を改正する件　八5　三
一一五―市町の廃置分合の件　一二　一
一二　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件　一三　一
一三　特定国外派遣組織を指定する件　一九　二
一四　統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定の変更を同法第七条の規定に基づき公示する件　一九　二
一五　地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産を指定する等の件　二一　13　一
一六　地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産を指定する等の件　二一　13　二
一七　地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件　二一　13　六
一八　地方税法第三百八十九条第一項第一号の船舶を指定する等の件　二一　13　一三
一九　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件　二五　二
二〇　誘導式読み書き通信設備の型式を指定した件　二七　三
二一　特別搬送デジタル伝送装置の型式を指定した件　二七　三
二二　広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定した件　二七　三
二三　超音波洗浄機の型式を指定した件　二七　三
二四　超音波ウェルダーの型式を指定した件　二七　三
二五　電子レンジの型式確認の届出があった件　二七　四
二六　電磁誘導加熱式調理器の型式確認の届出があった件　二七　四
二七　登録証明機関の代表者の氏名を変更した件　二八　二
○総務省、農林水産省、国土交通省
一　過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第一項の規定により過疎地域とみなされる区域を公示する件　一　特1
二　過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を公示する件　一　特1
三　〃　一六　特3特1
○政治資金適正化委員会
一　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一　一
二　〃　二七　二
○消防庁
一　消防法施行規則第四条の四第七項に規定する防炎登録表示者の公示に関する件　一三　二
○法務省
一　日本国に帰化を許可する件　五　一
二―戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　六　二
六　除籍が滅失した件　六　二
七　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　六　二
八　日本国に帰化を許可する件　七　一
九　〃　八　三
一〇―裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　一二　二
一一　日本国に帰化を許可する件　一二　二
一二　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　一二　二
一三　日本国に帰化を許可する件　一三　二
一四　土地家屋調査士法第三条第二項第一号の規定による研修の指定に関する件　一五　二